

税理士法人イースリーパートナーズ

E-mail [soudan@e3-partners.com](mailto:soudan@e3-partners.com) URL <http://www.e3-partners.com>今  
月  
の  
テ  
ー  
マ

- お知らせ～確定申告について～
- お知らせ～平成 27 年の保険料率について～
- 確定申告での留意事項（田中）
- グリーン投資減税等の税額控除（柏田）
- 電子マネーやプリペイドカードの経理処理（吉兼）

### お知らせ～確定申告について～

確定申告の期限が迫ってきました。申告納付期限を下記の通りお知らせします。

【所得税】3月16日（月） 【消費税等】3月31日（火） 【贈与税】3月16日（月）

\*振替納税の場合の納付期限（振替日）は、所得税4月20日（月）、消費税等は4月23日（木）です。

### お知らせ～平成 27 年の保険料率について～

平成 27 年の全国健康保険協会（協会けんぽ）の保険料率と雇用保険料率についてのお知らせです。

#### ○全国健康保険協会（協会けんぽ）

健康保険料率：大阪府 10.04% …… 現行 10.06% から 10.04% に引き下げとなります。

介護保険料率：（全国一律）1.58% …… 現行 1.72% から 1.58% に引き下げとなります。

#### ○雇用保険料率

一般 1.35% 農林水産・清酒製造業 1.55% 建設業 1.65% …… 平成 26 年と同率になります。

### 確定申告での留意事項（田中）

今年度の確定申告より国外財産調書の提出が厳格化され、故意に提出しなかった場合、虚偽の報告をした場合には 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。

国外に 5,000 万円以上（時価換算）の資産を所有している者は「国外財産調書」を確定申告期限までに提出する必要があります。

なお、来年度の申告からは所得が 2,000 万円を超え、かつ 3 億円以上の資産を所有する方又は 1 億円以上の有価証券を所有している方は国内の財産債務明細書を提出する義務が厳格化されます。提出を怠っていた場合には、所得税・相続税の過少申告加算税が加算されるペナルティが発生します。

以下、見過ごされがちな控除についてご紹介させていただきます。

#### ●特定支出控除

給与収入がある方で、①職務に直接必要な知識や資格を得るために支出した研修費や書籍代、②書籍・制服・接待交際費等で勤務先より必要経費として証明されたものなどが一定額以上を超える場合には確定申告をすることにより還付を受けられるケースがあります。

#### ●雑損控除

災害や盗難、横領などによって資産（貴金属などは含まない）の損害を受けた場合には、確定申告をすることにより還付を受けられるケースがあります。

なお、同一生計の親族（扶養の対象になるもの）が所有する資産について損害を受けた場合の金額も含めることができます。

## グリーン投資減税等の税額控除（柏田）

企業の設備投資を促進するために、各種税額控除制度が整備されています。

昨年未発表された税制改正大綱に盛り込まれた今後の改正点も踏まえ、改めて制度の全体像をまとめてみました。

1. 中小企業投資促進税制
  - ・平成 29 年 3 月 31 日までに指定業種該当の中小企業者が機械装置等を取得した場合に適用
  - ・対象となる中小企業者は資本金が 3,000 万円以下に限定
  - ・機械装置＝160 万円以上、PC など＝120 万円以上、ソフトウェア＝70 万円以上
  - ・取得価額×7%を控除（同事業年度の法人税額×20%が限度）
  - ・下記 3 番にも該当する場合＝取得価額×10%を控除（平成 28 年 3 月 31 日まで～上乗せ措置～）
2. エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）
  - ・平成 28 年 3 月 31 日までに太陽光発電設備等を取得した中小企業者に適用
  - ・取得価額×7%を控除（同事業年度の法人税額×20%が限度）
  - ・税制改正で平成 29 年 3 月 31 日まで延長も、太陽光発電設備だけ廃止になる。
3. 生産性向上設備投資促進税制
  - ・平成 29 年 3 月 31 日までに機械装置等を取得した青色申告事業者なら大企業・個人でも適用可能
  - ・経産省令で定める「先端設備」や「生産ライン等の改善に資する設備」に該当することが必要
  - ・機械装置＝160 万円以上、PC など＝120 万円以上、ソフトウェア＝70 万円以上
  - ・平成 28 年 3 月 31 日まで＝取得価額×3～5%を控除（同事業年度の法人税額×20%が限度）
  - ・平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日＝取得価額×2～4%（同じく法人税額×20%が限度）

## 電子マネーやプリペイドカードの経理処理（吉兼）

電子通信技術の発達により、今日様々な電子マネーが利用されています。そこでプリペイドカードと合わせて電子マネーの経理処理をまとめてみました。

電子マネーは大きく分けてプリペイド方式とポストペイ方式に分かれます。

プリペイド方式とは、あらかじめ現金を支払うことで残高をチャージします。そして、利用の都度、その残高が減っていくタイプのもので、プリペイドカードも同じ方式と言えます。

一方、ポストペイ方式とは、クレジット機能のついた電子マネーのことをいいます。利用金額が後日、利用者の預金口座から引き落とされるタイプのもので、

プリペイド方式の電子マネーは、商品券、図書券、テレホンカードなどの「物品切手」を電子化したものと考えられます。したがって、プリペイド方式の電子マネーの会計処理は、物品切手に準じたものとなります。

物品切手は短期間で消費する目的で所有する資産であることから、原則として棚卸資産として貯蔵品勘定で貸借対照表に計上し、使用に応じて他の資産や費用に振り替えられます。

一方、ポストペイ方式の電子マネーは、クレジットカードを電子化することにより、気軽に使用できるようにしたものと考えられます。したがって、ポストペイ方式の電子マネーの会計処理は、クレジットカードに準じたものとなります。

クレジットカードは利用時に未払金を計上し、決済時にその未払金を消去します。

	プリペイド方式	ポストペイ方式
例示	Edy	PayPass
	nanaco	iD
	WAON	PITAPA
	ICOCA	ETC
経理方法	物品切手に準じた方法	クレジットカードに準じた方法